第25回 成年後見制度利用促進専門家会議	
令和８年11月９日	資料２

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

目次

Ⅰ　成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援

⇒各機関や支援策の運用について、成年後見制度の見直しに対応する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）成年後見制度の見直し等を踏まえた適切な権利擁護支援の実施

（２）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

（３）制度の利用しやすさ向上のための取組の推進

Ⅱ　地域における権利擁護支援体制の整備

⇒市町村における地域連携ネットワークの推進により権利擁護支援体制を整備する必要がある
　という観点から、論点を整理

（１）地域連携ネットワークづくりとその強化

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（３）意思決定支援の浸透

（４）担い手の確保・育成等の推進

（５）体制整備の推進体制

Ⅲ　成年後見制度の趣旨・内容等を踏まえた適切な権利擁護支援の浸透

⇒成年後見制度の見直しを踏まえた適切な権利擁護支援の実施を確保するためには、
　制度の趣旨・内容について関係者に浸透させるための取組が必要であるという観点から、論点を整理

（１）民法等改正法の施行前後の各段階に応じた周知・広報

（２）関係者の理解促進のための取組

1. 必要な権利擁護支援につながる地域の支援体制の在り方

現状と課題

○本人がその意思を尊重されながら地域生活を継続するためには、成年後見制度の利用の有無にかかわらず、本人の状況に応じて、必要となる権利擁護支援を適切に受けられることが重要である。

○また、判断能力が不十分な方や頼れる身寄りがいない高齢者等は、複合的な福祉課題を有していることも多い。例えば、頼れる身寄りがいない高齢者等については、判断能力の低下だけでなく、金銭管理、入院・入所手続への対応、死後事務その他の生活上の課題を抱える場合も多い。このため、本人の支援ニーズを的確に把握し、適切な支援につなげるためには、市町村を中心とした包括的な支援体制の中で、権利擁護支援とその他の必要な支援とを一体的に推進することが重要である。

○さらに、成年後見制度の見直しにより、制度利用の必要がなくなった場合には終了することができる制度となることを踏まえると、制度利用終了後も含め、本人が必要な支援を受けながら地域で生活を継続できるよう、地域における総合的な権利擁護支援策を充実させることが一層重要となる。

対応案（施策）

① 市町村は、包括的な支援体制を構築する主体として、センター、相談支援機関、社会福祉協議会等が個別の支援の中で把握した権利擁護支援に関するニーズや地域資源に係る課題を踏まえ、地域全体としてその可視化を図り、不足する支援の確保を含め、地域における総合的な権利擁護支援策の充実に取り組むことが重要ではないか。

② 特に、頼れる身寄りがいない高齢者等の中には、権利擁護支援が必要な場合が多いことも踏まえ、市町村・センターは、権利擁護支援が必要な方に必要な支援が適切に提供されるよう、頼れる身寄りがいない高齢者等の相談支援を行う一次相談窓口等と連携して支援を行うことが重要ではないか。

③ 厚生労働省は、民法等改正法の施行後における補助の制度の利用状況を踏まえつつ、都道府県等と連携し、補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業や地域独自の支援策等との円滑な接続及び補助の制度の利用終了後の支援の運用実態を把握し、好事例又は課題及びその改善策を整理した上で、市町村による体制整備に活用できるよう、情報提供や助言を行うこととしてはどうか。

2. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業①

現状と課題

○日常生活自立支援事業（※社会福祉法上の福祉サービス利用援助事業）は、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の支援を行うものであり、専門員と生活支援員が本人に寄り添い、地域での生活を支えてきた。

○近年、単身世帯等の増加が進む中で、頼れる身寄りがいない高齢者等について、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活上の支援や入院・入所手続への対応、死後事務の実施等が生活上の課題として顕在化しており、資力が十分でない者を含め、必要な支援を受けることができる環境の整備が求められている。また、 成年後見制度の見直しを踏まえ、補助の制度を終了した後も、本人が尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、地域における成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

○こうした状況を踏まえ、社会福祉法等改正法により、判断能力が不十分な人に加え、頼れる身寄りがいない高齢者等を対象として、日常生活支援、入院・入所等の手続支援、死後事務の支援を行う福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業が第二種社会福祉事業に位置付けられた。今後、社会福祉協議会を含む多様な主体による事業実施が期待される中、市町村を中心とした包括的な支援体制において、適切な事業運営を確保するための環境整備が重要となる。また、第二期計画の中間検証では、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化が求められたことも踏まえ、法改正後の事業の実施体制についても検討を進めていく必要がある。さらに、成年後見制度との役割分担や連携の在り方を整理しながら、地域における権利擁護支援策として適切に活用されることが重要となる。

2. 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業②

対応案（施策）

① 市町村は、地域において判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が抱える課題に対応するために、包括的な相談支援体制を整備していく必要がある。併せて、社会福祉法第81条の規定に基づき必要な事業の実施に向けた検討を行う社会福祉協議会と協議を行い、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の内容や実施体制が地域の実情やニーズに対応したものとなるよう主体的に調整を図ることが重要ではないか。

② 都道府県は、事業実施の届出を受理した際には、必要に応じて実施が見込まれる地域の市町村に共有をするなど適切な連携を図るとともに、当該事業者に対し国が示すガイドラインを踏まえた助言を行い、必要に応じて、事業経営の状況調査、制限、停止を実施するなど、事業の適切な運営を確保することが重要ではないか。

③ また、市町村においても、管内の事業者の状況の把握に努めるとともに、必要に応じて市町村で把握した情報の都道府県への共有を図ることが考えられるのではないか。

④ 厚生労働省は、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業について、事業者による事業の適正な運営を図るため、対象者、支援内容、契約手続その他の運営上の基本的事項を整理し、ガイドラインとして示すことや、事業実施において求められる能力向上のための研修を実施することにより、本事業による支援の担い手の確保と資質の向上を図ることとしてはどうか。

⑤ 厚生労働省及び都道府県は、現行の福祉サービス利用援助事業における取扱いも参考としつつ、社会福祉協議会が福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を実施するために必要な体制の確保を図ることとしてはどうか。

⑥ 厚生労働省は、補助の制度と福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を含む地域の支援策との間の円滑な移行、各種支援策の役割分担及び連携の在り方について整理し、周知を図ることとしてはどうか。

（参考）福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（概要）

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を再掲

頼れる身寄りがいない高齢者の方や判断能力が不十分な方などが、**地域で安心して生活を続けられるよう、日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院や入所の手続、亡くなった後の手続など、**これまで**家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みが求められています。**

見直し内容①

こうした課題に対応するため、**日常生活の支援や入院・入所の手続支援、死後の事務支援などを利用者のうち一定割合以上に無料または低額で提供する事業**を、**第二種社会福祉事業**として位置付け、多様な主体が支援の提供を担えるようにします。



対応すべき新たな課題

社会状況の変化
- 単身世帯等の増加
- 成年後見制度の見直しの動き

生活上の課題の例
- 緊急連絡先がなく、入院等の手続が進められない
- 医療費等の支払いが難しい
- 亡くなった後の手続きを行う人がいない
- 空き家や家財の処分ができない

	福祉サービス利用援助事業		法改正後 福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業
対象者	**判断能力が不十分な者**	拡充・発展	**頼れる身寄りがいない高齢者等** ＋ **判断能力が不十分な者**
事業内容	**日常生活支援** ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス		**日常生活支援**（福祉サービス利用援助事業同様） ＋ **入院入所等手続支援** （例：手続支援、緊急連絡先の提供、費用の支払代行など） **又は** **死後事務支援** （例：葬儀や納骨、家財処分の契約手続、行政への届出など）
利用料	**無料**又は**低額**		資力の要件に該当する者は**無料**又は**低額**

見直し内容②

あわせて、福祉の各分野（介護・障害・生活困窮）における既存の支援体制に関しても、**頼れる身寄りがいない高齢者等からの相談対応等を明確に位置付ける**（※１）とともに、**地域ケア会議の実施等を通じて関係者間の連携を推進**（※２）し、**課題解決を進めます。**

（※１）頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応について、地域包括支援センターによる総合相談支援事業（高齢者分野）、生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮分野）、障害者相談支援事業（障害福祉分野）の対象として明確化等を行う

（※２）地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働・役割分担をさらに進めるため、介護予防ケアマネジメントについて、居宅介護支援事業所が市町村からの直接委託を受けて実施可能とする

施行日：①法律の公布後２年以内に政令で定める日、②令和９年４月１日

（参考）福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業 ～令和8年度における調査研究事業～

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を再掲

福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の適正な事業運営の確保に向けたガイドラインの策定に向けた調査研究事業

成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業　令和8年度当初予算額：22,838千円（**受託者：株式会社日本総合研究所**）

（目的）
厚生労働省における総合的な権利擁護支援策の構築に向けた検討に資するため、判断能力が不十分な人が新たな事業を利用する場合の契約の有効性等について整理するとともに、既存の高齢者等終身サポート事業者における利用料金等の事業運営の現状や社会保障審議会福祉部会報告書の内容を踏まえた新たな事業のガイドラインの策定に取り組む。

（事業内容）
（1）判断能力が不十分な人における新たな事業の契約締結に必要となる判断能力の程度及びその評価方法等の整理等
（2）新たな事業のガイドラインの検討等
（3）「高齢者等終身サポート事業」におけるモデル的な利用料金等の在り方の検討等

社会福祉協議会向けの福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の実施マニュアル作成に向けた調査研究事業

社会福祉推進事業　令和8年度予算額：10,000千円（**受託者：社会福祉法人全国社会福祉協議会**）

（目的）
新たな第二種社会福祉事業については、多様な主体が実施できるようにすることが必要である一方、都道府県の区域であまねく事業が実施されるよう、社会福祉協議会において安定的に事業を実施するための実施マニュアルの策定に取り組む。

（事業内容）
現在の日常生活自立支援事業のマニュアルを改定し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を社会福祉協議会が実施する際のマニュアルを作成。

調査検討に係る検討会の構成員（想定）

- 学識経験者（民法、社会福祉等）
- 権利擁護の実務経験者
- 社会福祉協議会
- 自治体
- 高齢者等終身サポート事業者

検討期間

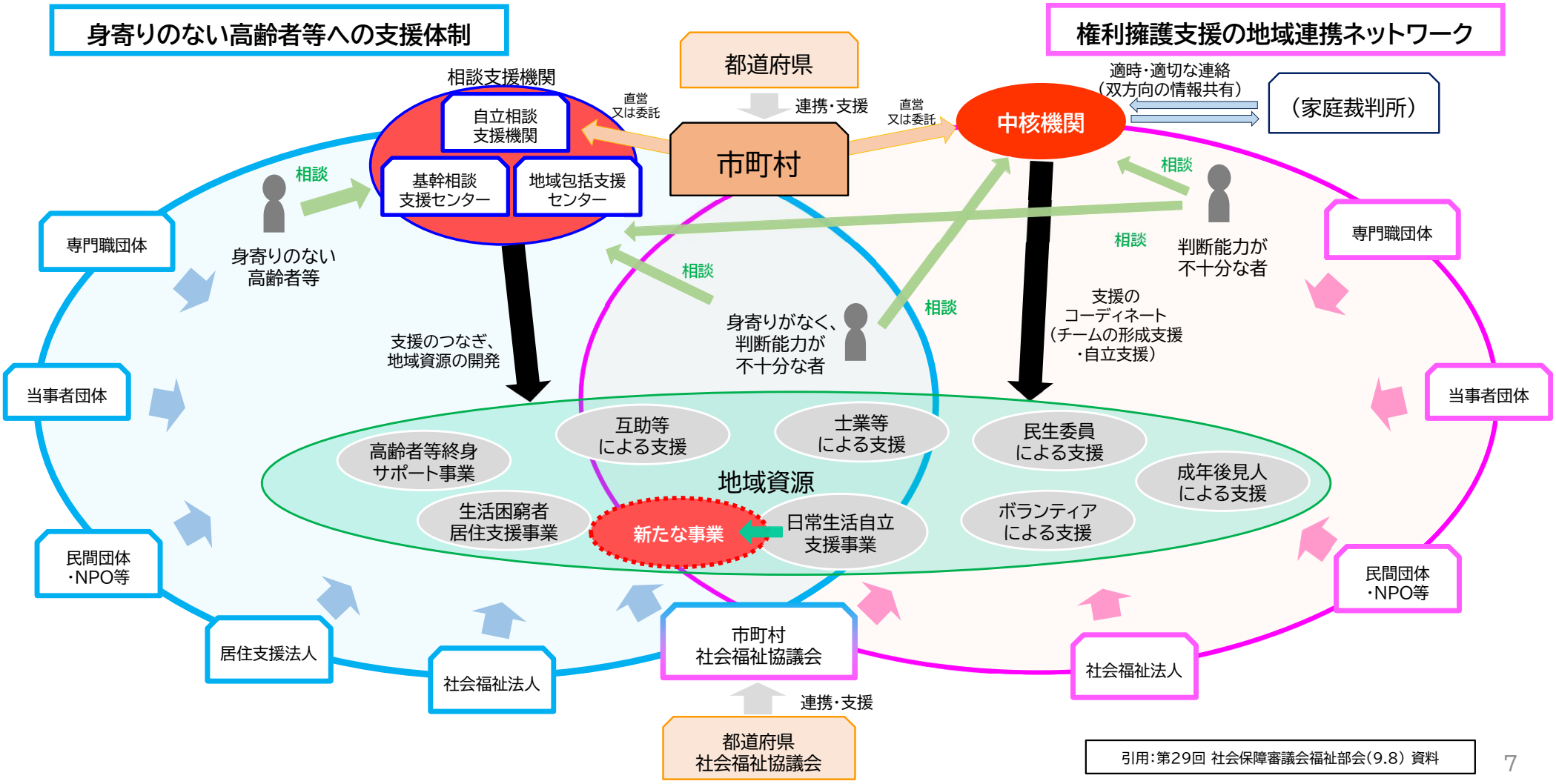
令和8年度～令和9年度（予定）

（参考）福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業（市町村単位での支援体制のイメージ）

○身寄りのない高齢者等への支援に当たっては、主に市町村単位で設置される地域の相談支援機関への相談を端緒に、必要となる支援を検討し、支援の担い手につなぐことや、つなぎ先となり得る地域資源を開発することなどが必要。

○判断能力が十分でなく権利擁護の必要性がある方への支援は、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関において相談を受け付け、関係者間における必要な情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整し、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要。

○市町村単位でのこうした支援体制を整備する観点から、必要な取組について検討。



引用：第29回 社会保障審議会福祉部会（9.8）資料

（参考）補助の制度とその他支援策との関係性のイメージ

地域における権利擁護の支援体制に係るWG（第２回）の資料を一部改編して再掲

民法等改正法の施行後、補助の制度の利用方法は多様化することが想定される。

これまでの支援のイメージ（法改正前）

これまでは、成年後見制度を利用した後に別の支援に移行することは、基本的に想定されなかった。

相談支援

支援ニーズの精査

パターン①
成年後見制度

パターン②
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）等
判断能力の低下を確認
支援ニーズの精査
成年後見制度

※ 法改正後も旧制度の利用を継続できる。

法改正による転換

これからの支援のイメージ（法改正後）

法改正後は、補助の制度と他の支援との併用や、補助の制度の利用後に別の支援に移行することも想定される。

相談支援

支援方針のアセスメント
制度利用の「必要性」等の精査

パターン①
補助の制度
「必要性」が継続していることの確認

パターン②
福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等
「必要性」等の精査
補助の制度

パターン③
福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業　等
「必要性」等の精査
（上記でカバーできない部分）
補助の制度
「必要性」がなくなったことの確認

パターン④
補助の制度
支援方針のアセスメント
「必要性」がなくなったことの確認
福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業等

支援方針のアセスメント（新制度への移行も含む。）を適切に行うことや地域資源を充実させることが重要

3. その他の支援策①

現状と課題

○成年後見制度の見直しにより、法定後見制度は、本人の状況に応じて必要な範囲で制度を利用し、制度利用の必要がなくなった場合には利用を終了することができる制度となる。このため、本人の地域生活を支えるに当たっては、補助の制度や福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業に加え、多様な権利擁護支援策を適切に組み合わせながら、本人の意思に基づく生活を支えることが重要となる。

○具体的には、任意後見制度は、本人が将来に備えて支援を行う者や支援内容を自ら選択することができる制度であり、本人の意思を反映した権利擁護支援を実現する上で重要な役割を果たすことが期待される。他方、地域包括支援センター等の身近な相談窓口においては、本人や家族から将来への備えに関する相談を受けることがあるが、任意後見制度に関する理解や案内の状況には差があるとの指摘もある。

○また、日常生活においては日用品の購入などのための金銭管理は必ず伴うことになることを考慮すると、判断能力が不十分な人や支援を要する人が地域で生活を継続するためには、必要な支援を受けながら本人の意思に基づいて必要な金融サービスを利用できることが必要であり、本人の自己決定の尊重と財産保護との調和を図りつつ、日常的な金銭管理や金融サービスの利用を支援することが重要となる。とりわけ、法定後見制度の見直しの趣旨を踏まえると、制度利用の終了を希望する方が適切に制度利用を終了できるよう、財産管理を行う補助人等による保護が終了した場合においても必要な財産保護を図りながら本人が自らの意思に基づき金融サービス等を利用できる環境を整えることが重要である。

○さらに、本人の権利利益を守るためには、消費者被害の防止や権利侵害からの回復に向けた支援も重要である。特に、成年後見制度の見直しにより、包括的代理権・取消権を有する後見の制度がなくなり、必要最小限の権限付与を基礎とした本人の自己決定を尊重する制度へと転換が図られることを踏まえ、消費者被害の防止については、補助の制度のみで対応するのではなく、地方消費者行政、地域福祉その他の見守り活動等との連携による権利擁護支援体制の構築が重要となる。

3. その他の支援策②

対応案（施策）

① 市町村・センターは、地域包括支援センター等の一次相談窓口や専門職団体等と連携し、本人や家族からの相談に際して、将来への備えとして適切に任意後見制度の案内が行われるよう、相談窓口における対応マニュアルを作成するなど、地域の実情を踏まえた取組を進めることが重要ではないか。

② 厚生労働省は、法務省とも連携しながら、任意後見制度の趣旨・内容や制度見直しの内容など、一次相談窓口等において適切に任意後見制度の案内ができるような情報を分かりやすく周知することとしてはどうか。

③ 金融庁は、成年後見制度の見直し後における補助の制度の利用を終了した方に向けた金融商品等の在り方について、利用者保護の確保・利用者利便の向上を図るため、金融取引を行う場合における当該取引の有効性等に関するトラブル防止の観点も踏まえつつ、金融業界における検討・取組状況等をフォローアップすることとしてはどうか。

④ 厚生労働省及び金融庁は、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業その他の日常的な金銭管理の支援を行う権利擁護支援策について、金融機関との手続や運用上の課題を把握し、その円滑な実施に向けた環境整備を進めることとしてはどうか。

⑤ 厚生労働省及び消費者庁は、消費者被害の防止及び権利侵害からの回復支援に向けて、例えば、地域包括支援センターや地域権利擁護相談支援センター等が相談対応の中で消費者被害を把握した場合に、消費生活センターにつなぐとともに、消費生活相談機関が支援を要する高齢者等を把握した場合には福祉関係機関につなぐなど、福祉関係機関と消費生活相談機関との連携を促進することとしてはどうか。

（参考）補助の制度及び日常生活自立支援事業以外の権利擁護支援策の例

地域における権利擁護の支援体制に係るWG
（第２回）の資料を再掲

●任意後見制度

- 人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要。
- 民法等改正法では、任意後見制度について、補助の制度を開始しても任意後見制度の存続を許容する、家庭裁判所が明らかに任意後見監督人による監督の必要がないと認めるときは任意後見監督人の選任を不要とするなど、任意後見制度の使い勝手の向上に資する見直しが行われている。

- 少子高齢化が進行し、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、本人の意思の反映・尊重や将来への備えという観点から、任意後見制度の活用がより重要になると考えられる。

●その他

- 金融包摂の観点での金融業界等における取組
- 消費生活センターによる消費者被害への対応や、法テラス及び法律専門職団体による法律相談　など

地域における権利擁護の支援体制に係るWG
（第２回）の資料を再掲

（参考）金融庁における取組状況（課題及び今後の対応）

○　高齢者等をサポートする事業の質の向上に係る情報提供

✓ 金融機関からは、高齢者等終身サポート事業者を代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声も聞かれる。

⇒ 高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中。金融庁としては、金融機関に対して必要な情報提供を行っていく。

○　社会福祉関係機関等との連携促進

✓ 認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約2割。

⇒ 金融庁においては、消費者庁と連名で、金融機関に対し、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討いただくよう事務連絡を発出。

✓ 顧客の認知能力等はセンシティブな情報であることから、社会福祉関係機関等への情報提供に難しさを感じている金融機関が多いことを確認。

⇒ 金融庁において、社会福祉関係機関等との連携について柔軟な対応ができるよう、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの見直しを検討。

○　成年後見制度の見直しに伴う取組

⇒ 全国銀行協会は、新たな補助制度を踏まえた預貯金商品やそのコンセプト等の基本設計を検討中。

⇒ 金融庁としても、利用者保護の確保・利用者利便の向上の観点から、金融業界における検討・取組状況等を注視・フォローアップしていく。